資料No.8

令和６年11月27日
交　流　文　化　部

六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例の制定について

設 置 管 理 条 例

ふるさとの美しい自然環境のもとで、野外レクリエーション活動を行う場を県民に提供するため、福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理の基本事項について条例を制定する。

〔概 要〕

1　場　所　大野市（六呂師高原内、民間施設を借り受けて設置）

2　業　務　キャンプその他の野外レクリエーション活動を行うために必要な施設および設備の提供

3　施　設　オートキャンプ場、一般キャンプ場　等

4　利用期間
年度ごとに知事が定める（年間90日程度を公の施設として利用）

5　利用料金の上限

区　分		単　位	一般料金	県民利用時
オートキャンプ場	オートサイト区画	1区画1泊につき	17,000円	11,900円
	グループサイト区画	1区画1泊につき	40,000円	32,000円
一般キャンプ場		1人1泊につき	3,000円	2,100円
サウナ棟	専用する場合	2時間につき	50,000円	40,000円
	専用しない場合	1人1回につき	4,000円	2,800円

※県内客の利用促進のため、県民が利用する場合の上限額は一般料金の7割または8割の額とする

6　管　理　指定管理者

〔参 考〕スキーム図

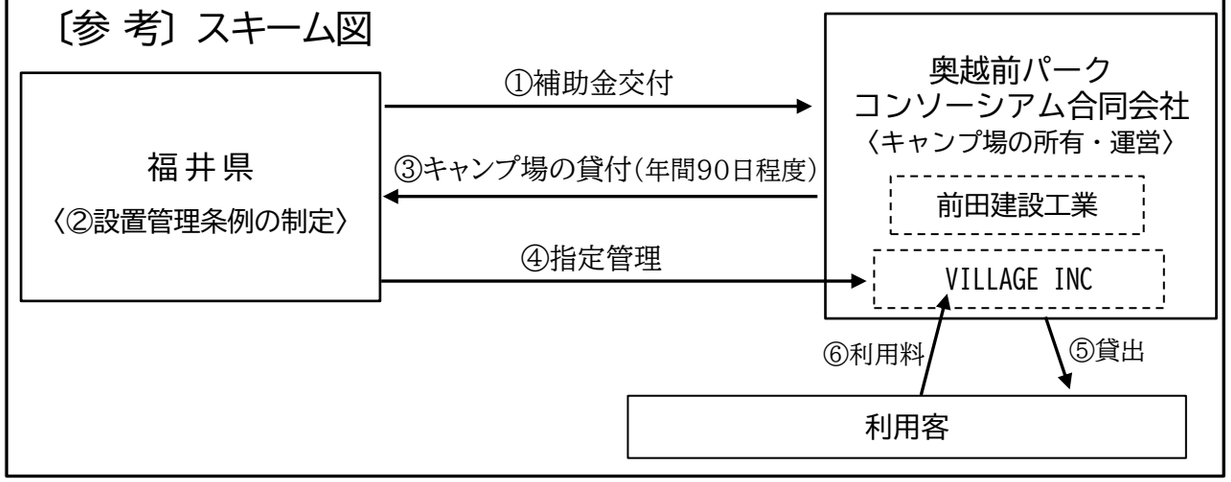

キャンプ場の概要／イメージ

整備主体：奥越前パークコンソーシアム合同会社
（前田建設工業・ヴィレッジインクで構成する特別目的会社）

内　　容：オートキャンプ場（約40区画）、一般キャンプ場（約20区画）
サニタリー棟（2棟）、管理棟、サウナ棟　【最大宿泊人数約300人】

開 発 費：約4億円　　オープン予定：令和7年7月

© 奥越前パークコンソーシアム

キャンプ場配置イメージ

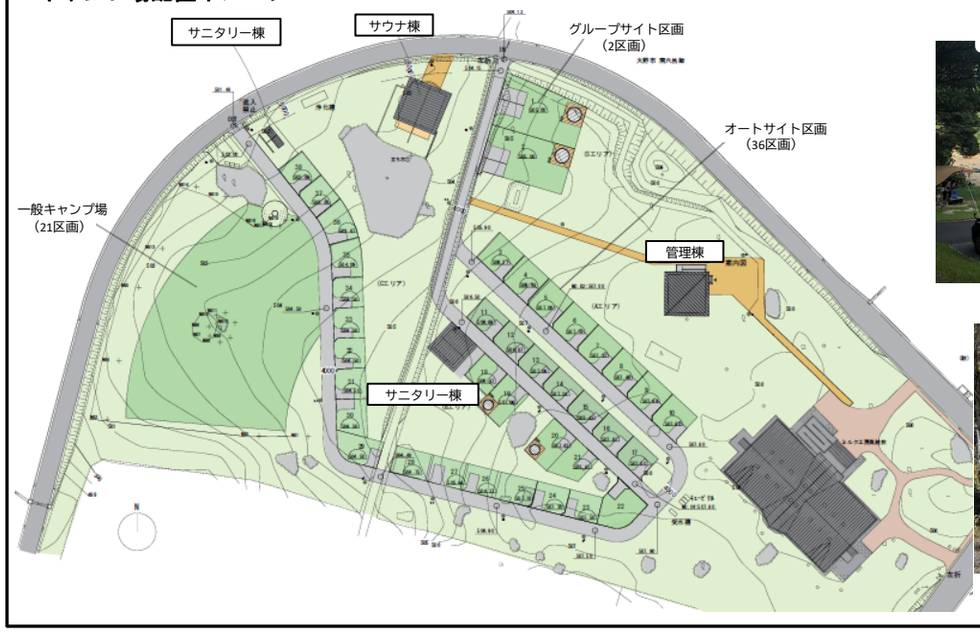

オートサイトイメージ

グループサイトイメージ